

五島市社会福祉協議会奈留支所「ボランティア給食サービス」事業実施要綱

(目的)

第1条 地域のボランティアが虚弱な独居高齢者を対象として、自宅に栄養のバランスを考慮した弁当を提供することにより、見守り及び利用者と住民とのふれあいを深めるとともに、社会福祉活動への参加を促進することで地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 五島市社会福祉協議会奈留支所とする。

(実施地域)

第3条 事業の実施地域は奈留町の区域とする。

(対象者)

第4条 おおむね65歳以上の虚弱な独居高齢者。

(利用方法)

第5条 給食サービスを利用する場合には、事前にボランティア給食サービス申込書を年度ごとに五島市社会福祉協議会奈留支所に提出する。

(利用料)

第6条 利用料は、1食につき300円とし、その都度徴収する。

(実施日)

第7条 毎月1回A・Bグループに分けて実施し、弁当の包みに記載して知らせる。万が一日程の変更が必要になった場合には、担当地区民生委員より連絡をする。

(経費)

第8条 この事業に要する経費は、利用料及び自主財源を充てる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。